

仕 様 書

1. 件 名 令和7事業年度公的研究費内部監査支援業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月31日

3. 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）
において行うものとする。

4. 目 的

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和3年2月1日に改正され、内部監査の実施にあたり、専門的な知見を有する者（公認会計士等）を活用することが要件化されたところである。

このため、NIESが実施する内部監査に対する支援業務を行い、監査の質の向上を図るもの。

（参考）NIESで実施している内部監査の概要

監査対象件数：約190件

監査対象書類：収支簿及び証拠書類一式

監 査 方 法 ： 書 面 検 査

監 査 職 員 ： 2 名

監 査 期 間 ： 約 1 ヶ 月

5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、次の業務を実施するものとする。

（1）監査実施

監査対象全体から NIES 担当者が抽出した10件について監査を行い、その結果について報告を行う。なお、監査に必要な資料は、NIES より貸与するが、業務終了後に返却すること。（工数計 2日を想定）

（2）内部監査についての相談対応

内部監査の実施に伴い発生した疑問点について相談を受け、適切な回答を行う。

（工数計 1日を想定）

6. 成果物の提出

請負者は、以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

（1）業務結果報告書

2 部

（2）上記のデータを格納した DVD-R

1 枚

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。